

平成 27 年 5 月 15 日

「社会福祉法人全国社会福祉協議会」
ボランティア活動保険の加入についての留意事項

全国社会福祉協議会のボランティア活動保険へのご加入にあたっては、以下の事項にご留意ください。

記

1. ボランティア活動保険の保険期間は年度ごととなります（4月1日より1年間）。毎年加入手続きが必要となりますので、ボランティア活動保険に未加入の方は、改めて加入手続きを行ってください。
2. ボランティア活動保険は、ボランティア自身やボランティアグループが加入申込人となるものです。また、被災地の負担を少しでも軽減させるため、原則として在住地（または出発地）等の社会福祉協議会での加入をお願いいたします。これにより、出発地からの補償が担保されます。
3. 地震・噴火・津波に起因する事故によるケガは、「天災プラン」でなければ補償できません。すでに基本プランに加入している方でも、「天災プラン」への加入が必要です（新規加入）。その際の補償は、いずれか1口のみとなります（基本プラン+天災プランの2口での補償ではありません）。
4. ボランティア活動保険にご加入いただいた際には、加入を証明する「加入カード」を配布しております。被災地において、ボランティア登録をする際にもボランティア活動保険に加入していることを確認することができますので、「加入カード」の携帯をお願いいたします。

◆ 本件に関するお問い合わせ先

（株）福祉保険サービス TEL.03-3581-4667 FAX.03-3581-4763